

7 番 通告3番 7番議員、牧野一仁です。通告に従いまして、平成25年度相和地域活性化に対する補助金について2点お伺いいたします。

平成25年度決算は第3回定例会において承認されておりますが、この補助金については審議の際の説明が非常に早く説明され、よく理解できませんでした。そこで、再度、詳細についての説明をお伺いします。

まず、一つ目として、国庫補助金である過疎地域等自立活性化推進交付金800万円の理由について、その内容の詳細を伺います。

決算の附属説明書には、相和地域の活性化を目的に地域住民と協働により各種事業を実施しました。祭り3回開催、フォトコンテスト1回開催、75万3,375円、農業体験受け入れ事業の充実、里山づくりのボランティア活動作業効率向上を図るため、軽自動車等各種備品の購入をしました192万1,500円、耕作放棄地解消事業、有害鳥獣捕獲対策等の取り組みを行う団体等に対して活動支援を実施しました。これは7団体に補助金交付、合計442万3,239円となっています。

当然、国からの交付金ですから目的もはっきりしているはずであり、申請内容はどのようになっているのか、また結果報告やその効果についても追跡調査が行われ、相和地域の活性化にどのぐらいの効果があつたのか伺います。

次に、二つ目の質問として、補助金交付の方法ですが、町には大井町補助金等交付規則がありますが、この7団体に対して審査はどのようにされ、結果はどのようなものであつたのか伺います。

以上、2項目についてお伺いします。よろしくお願ひいたします。

町長 通告3番 牧野一仁議員の平成25年度相和地域活性化に対する補助金についてというようなことで、1点目が国庫補助金、過疎地域等自立活性化推進交付金について詳細を問う、また、2点目といたしまして、補助金団体の資格を問うというようなことで御質問を頂戴しているわけでございます。

まず1点目の御質問でございますが、既にさきの9月の第3回定例会におきまして、議会の皆さん方の審査もいただいたわけでございます。牧野議員からも賛成を頂戴したというようなことでございます。

そのような中で、この内容を見ますと、平成25年度の決算でございますけど、過疎化対策補助金800万円が7団体へ交付されているわけでございますが、交付の申請、事業内容の調査や国への報告というようなことが御質問ではなかろうかというように考えるわけでございます。

この国庫補助金は過疎地域等自立活性化推進交付金というような名称でございますが、過疎地域等の集落において高齢化等の進行等によりまし

て、集落機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加し、医療や福祉対策、日常生活機能の確保や空き家や耕作放棄地の増加等の課題が深刻化している現状に対しまして、住民団体等による総合的な取り組みを支援するというようなことにより、過疎集落等の維持及び活性化を図るとされており、その目的に合った住民団体等への活動を支援することが基本とされているものでございます。

なお、この住民団体等とは、地域団体等と町をこの中で意味しておるといようなこととでございます。

この国庫補助金、過疎地域等自立活性化推進交付金につきましては、対象事業を大きく五つに分類し、申請をしたものでございます。

具体には、水稲作業受託事業、耕作放棄地解消事業、有害鳥獣被害防止対策事業、農産物PR・販路拡大事業、里山づくり事業の5項目で5分類にしたものでございます。

そして、この事業費の総額は約800万円であり、そのうちの約450万円は御質問にございました地域団体に交付し、残り約350万円につきましては、イベント経費や車両等の備品購入費などでございまして、町が直接支出したというような内容でございます。

地域団体等への補助金として支出しました約450万円につきましては、水稲事業受託事業、耕作放棄地解消事業、有害鳥獣被害防止対策事業、農産物PR・販路拡大事業等の補助金要綱を町で策定いたし、本要綱の規定に基づく交付申請、交付決定、実績報告等の諸手続きを経て適正に支出しておるものでございます。

そして、国に対しましては、町から地域団体へ交付した補助金に加えまして、町が直接支出したものを含めた実績報告書を提出し、国における審査の結果、問題ないとのことで、過疎地域等自立活性化推進交付金が交付されてきたわけとでございます。

また、団体に交付された補助金の効果はどの御質問でございますが、水稲作業受託事業においては、受託事業を実施している団体に対して活動経費を支援いたし、耕作放棄地解消事業においては、耕作放棄地を借り上げ、そばの栽培を行う団体に対し農業用機械等の購入を支援、また、有害鳥獣被害防止対策事業では、有害鳥獣捕獲活動を実施する団体に対し、わな免許取得やわな購入等の支援、また、農産物PR・販路拡大事業では、農産物の販売促進を中心とした活動を行う団体に対し、段ボール等の購入やモニターツアー等の実施、直売所の改善等に対し補助金を交付したものでございます。

特に有害鳥獣被害防止対策事業においては、地域の農業者を中心とした

13名のわな猟免許の取得や、猟友会と連携した積極的な活動の展開、そして今年度になって多くの捕獲実績を上げているなど、顕著な成果が見られるものと判断をしております。

その他、水稻栽培の受託面積やそばの耕作面積等が増加した、また、直売所の売り上げが伸びた等の報告もございますが、これらは全てこの補助金の効果ばかりでなく、この団体等が努力されたものもあるわけでございます。また、これからの効果を期待するものもあるわけでございます。

しかし、単年度の補助金だけで団体活動に顕著な効果を求めることは難しく、今回の補助金交付を契機として各団体が継続的に活動を展開されるとともに、町が継続的に支援等を行うことにより大きな成果へつながるものと期待しております。

ただし、町が相和地域活性化に対する積極的な姿勢を示すことにより、地域住民自体に活性化に対する意識、意欲の向上を図ることができたことは、今後の相和地域活性化事業を推進する上で、大きな成果であったと考えております。

地域団体へ交付した補助金を除く約350万円の支出に関しましても、各団体の活動支援につながっており、やはり同様の効果があったものと考えております。

2点目の、町には補助金等交付規則があるが、7団体の審査結果はどのようなものであったか問うとの御質問でございます。

前述のとおり、本交付金を地域団体に対する補助金として交付するに当たっては、各事業に対する補助金交付要綱を新たに町で策定し運用することで対応したものでございます。

確かに、議員御質問にありますとおり、町には補助金等交付規則があり、補助金審査委員会の審査を受けて補助金交付を受けることが基本となります。しかし、今回の交付金に関しましては平成25年1月上旬に交付要望調査があり、申請内容を取りまとめた上で、同月末までに提出しなければならないという非常に短期間での対応が求められた上、3月25日に国から交付金の交付決定を受けまして、平成24年度予算として補正する必要が生じたため、同月28日に専決処分をいたし、同年5月議会においてその承認を皆様からいただいたものでございます。

町の補助金等交付規則に基づいた補助金交付決定を受けるためには、その前年度の9月末ごろに補助金交付申請書を町に提出いたし、補助金審査を受けることが規定されていることから、さきに説明させていただいた経過では、時系列的に町の補助金等交付規則の適用は不可能でございました。

しかも、団体への補助金の目的は相和地域の活性化に限定する必要があ

り、また単年度に限定した要綱とする必要があったことから、仮に町の補助金等規則の適用が可能であったとしても、新たに補助金要綱を策定することが最善であると判断したものでございます。

そして、申請や実績報告等においても、町の補助金等交付規則に基づく対応と同様に厳正に審査を行ったものでございます。

また、御質問の補助金の交付を受けた団体が今後、補助金の交付を望む場合、他の団体同様に、補助金等交付規則に基づき補助金申請をしていただくことになり、その公共性等について同一条件で審査することとなります。

事実、平成27年度補助金公募制度には、御質問の補助金の交付を受けた団体のうち、幾つかが応募され審査を受ける予定となっております。

いずれにいたしましても、御質問の補助金の交付に関しましては町の補助金等交付規則の規定に基づく対応はございませんが、補助金交付要綱を策定し、厳正な対応により適正にこれを行い処理したものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

- 7 番 今の御説明で、7団体の補助金申請及び事業計画書、収支決算書、こういったものがまず出されているか、時間がなくて、確か平成24年度の補助金、繰越明許で平成25年に出しているということは存じておりますけど、それから実際いろいろなものが支出されているのは半年以上時間がたって支出されていると思うんです。領収書等調べさせていただきましたらそういうふうなことになっておりますので。そうなりますと、まだまだ時間があつたのではないかなというふうに思っております。

実際、そこのところ、今、7団体、全部名前が出てきておりませんでしたが、7団体、どういう団体があるのか教えていただきたいのですが。

地域振興課長 7団体の内訳ということでございます。

まず、一つ目は相和そばの会ということで相和地域の耕作放棄地を利用してそばを栽培する会でございます。

それから、有害鳥獣捕獲隊ということで、こちらはこの補助金を機会に編成された組織でございます。

それから、田んぼ育成会、こちらは田んぼの受託事業を相和地域で行っている組織でございます。

それから相和観光協会、こちらにつきましてはモニターツアーを開催するという組織でございます、こちらはこのたびの補助金の交付を機会に組織された組織でございます。

それから、YSJという会がでございます。こちらにつきましては、相和

地域、特に柳地域で地元の野菜等を利用して惣菜等をつくり、各種イベント等で販売するなど地域の活性化を図る組織、女性の団体でございます。

それから、地元の大学でございます昭和女子大、こちらにつきましても、相和地域を拠点にいろいろと町の事業と連携を図り、大井町の産物を利用した料理のレシピなどにつきまして関与いただいております。

それから、四季の里の直売所の出荷組合でございます。こちらは、御存じのとおり四季の里での販売促進を行っているという組織でございます。

それから、大井町大根出荷組合でございます。こちらはやはり特産物と申しますか、大井町で優良な大根をつくっています団体に対しまして、段ボール等購入の補助を行うということでございます。

以上でございます。

- 7 番 今、七つプラス1ということで、有害鳥獣は別なのかと思いますが、国の補助金を受けるために年度末に急遽申請書をつくってやったと。少なくとも国庫のこういう補助を受けるときはいろいろ計画や目的まで入れて当然申請されてるわけですから、そういったものと実際この7団体、プラス1、8団体ですね、こういったところに交付されているものが合っているのかどうか。

ここで相和観光研究会というのを急遽要綱でつくったと、こういうことなんですけど、これはあくまでも補助金を申請する時点でこれはもうできてたのかどうかお尋ねします。

地域振興課長 まず、2点目をさきに御回答させていただきます。

申請時に既に組織があったかということかと思えますけれども、その時点ではまだ組織はございませんでした。

それから、1点目の交付の要綱に合致するか否かということかと思えますけれども、こちらにつきましては、もちろん、この過疎地域等自立活性化推進交付金の趣旨は先ほどの町長の答弁でもございましたように、地域の団体とか地元の市町村といった住民団体等による総合的な取り組みを支援することにより過疎集落等の維持、活性化を図るというものでございます。

そういった中で、そういった目的に合った事業に対して交付金がなされたというものでございます。

相和地域においてさまざまな課題があつて、それに対してさまざまな事業を展開することによって活性化が図られるということでございますので、それらが交付金の趣旨にあつているか否か、それは町のほうで十分に審査した上で決定しておりますので、その点につきましては何ら問題ないと判断しております。

以上です。

- 7 番 私の方の理解と申しますか、よくわからないので、こういう国の交付金をもらうときには、そういう過疎化対策で800万円使いますという町からの計画書であって、それをどこの団体に幾ら、どういうふうにするかというようなことまでは書いてないということですか。

地域振興課長 御指摘の計画書、もちろん、それにつきましては御指摘のとおり、町のほうで作成してございます。

それから、計画書の中には団体等の記載もしてはございますが、それはあくまでも計画の段階でございまして、それが最終的な本当の決定ということではございません。

その後、申請し、内容について審査を受け、大きな方針として了解が得られたということでございます。

その後、各種団体に対する募集とか協議等を経て、最終的に決定したというものでございますので、多少、申請の団体と実績の間では異なるところもございまして。

以上です。

- 7 番 それでは、相和観光研究会というのは急遽要綱でつくったということですけど、これはどういうことであつたのでしょうか。

地域振興課長 相和観光協会について要綱がつけられたという御質問でございますが、相和観光協会が主体となつて行ったモニターツアーに対する補助金の要綱が年度当初につけられたというものでございます。協会についての要綱がつけられたという意味ではございません。

結局、モニターツアーというものは、組織が年度当初に既にあつて、それに対して補助金を交付するという形で要綱をつけたわけではございませんで、とにかく町内でモニターツアーを開催しようということで計画したわけではございますが、町内の団体等を通し、このモニターツアーに参加する団体、または個人の方に広く募集をかけました。その結果、参加したいという方が5個人、1法人、1団体の方が手を挙げていただきまして、その7者によりまして、新たにこの組織をつけたということでございます。

その組織によってこのモニターツアーが主体となつて開催されたということではございます。

以上です。

- 7 番 それでは、今のモニターツアーの件でお尋ねいたしますが、当初、補助金申請する段階ではなくて、急遽要綱をつかって、このためにつくったのではないということなんですけど、立ち上げた。

では、この研究会の代表者、それからどういう方がメンバーになっているのか教えてください。

地域振興課長 構成するメンバーにつきましては、個人の農業者5名、それから農業法人でございますが1法人、それから、やはり地域の中で農業活動を行っております1団体ということでございます。

代表者につきましては、あえて選出いたしておりません。こちらはなぜかということでございますけれども、やはり代表を決める中によって会員間に上下関係をつけるというのは、モニターツアーという性格上、取引に不公平感が生じるのではないかというような配慮もございまして、特に代表者を決めないということで結論が出されております。

以上でございます。

7 番 何か取ってつけたような組織をつくって、モニターはモニターとして持つけれど、どういうものをモニタリングしたのか、決算報告書といえますか、会計報告書に出ているのは18万3,130円支出されているわけですね。こういったもののモニターで行かれる方の個人の負担はどれぐらいだったかお尋ねします。

地域振興課長 個人の負担というのは。

7 番 そのツアーの参加者。

地域振興課長 参加された、大井町に来られた方の負担ということでよろしいですか。こちらにつきましては、無料で参加していただいております。

モニタリングの対象ということでございますが、モニターツアーに関しましては、大井町のほうで農業を積極的に行っている方を中心に大井町の農産物をPRして、それで直接大井町に来て大量に農産物等を買いたいとか、取引をしたいというような方を大井町に招いて、積極的に農業を行う個人、団体のほ場に来ていただき、また、つくられた作物を試食していただいて、その評価を得て、その後、取引等に拡大していければということをもくろんでの企画でございます。

以上でございます。

7 番 今、団体と個人が参加されたということで、まちのPRや食物のPRということでやってきたんだとは思いますが、これだけの税金を使っているわけですから、どのぐらいの効果がありましたか、お尋ねします。

地域振興課長 先ほど、町長の答弁のほうでもございましたが、全てがなかなか顕著な効果を得たというものではございません。

その中の一つになるかと思えますモニターツアーにつきましても、参加いただいて、野菜等の評価はいい評価を得たということではございますけれども、なかなか取引に結びついたということはございまして、そうい

った顕著な効果は今のところ見られておりません。

また、今後、モニターツアーの開催によって、さらに御理解いただいて取引につながればというふうな期待は持っているところでございます。

以上です。

- 7 番 目的もはっきりせず、対象もはっきりせず、ただただこういったことをやっている。ある旅行会社を通してやっているわけですね。この旅行会社、以前も私質問いたしましたけれども、3年ぐらい前ですか、あのときは政府の緊急雇用対策で2年間、1年に1,100万円か1,200万円ぐらい、2年合計で2,300万円ぐらいをこの旅行社に補助金として出されたですね。やはり同じことをやっているわけですよ。

この旅行社がどういう目的で、旅行社にしてみればお客さん集めてやればもうかるわけですけど、大井町にどれだけの効果があったかと。あのときも質問しましたが、余り効果があるような話はされていませんでしたね。この旅行社を通さなくても、今まで農業体験なんかでも直接来たりしているわけですよ。

これだけのお金をかけてどれだけ効果があったかということ、私はこのモニターをやることは、また同じことを繰り返してるのかなというふうに思ってるんですが、その辺はどうですか。

- 町 長 私のほうからお答えしましょう。

いろんな農業体験等、ツアー等で来ていただいたり、そういうような効果も上がっているわけでございますし、まだまだ投資金額が全て回収できたかという点、そこまでは至っておりませんが、継続するといいますか、反復して、そういうようなことをやっていく上において農業体験もだんだんと大井町に来てくださる方も多くなっておりますし、また、来ていただいた方にはそれなりの評価をしていただいておりますので、継続することによって、やはり、将来さらに大きな効果につながっていくものじゃないかなというように思います。

観光といっても、一つの小さな農業体験だとか、農産物を見に来て、収穫体験だとか、そういうふうなツアーでございますので、対象者が限られておりますので、マスコミ的な効果というものを一遍に期待することはなかなか難しいんじゃないかなというように思うわけでございます。

大井町のこの地を理解していただいたり、大井町の農業を理解していただきながらやる。

また、過去の事業につきましては、農業を理解してもらおうというようなことの中で国のそういうような支援があるというわけでございますので、そういう点においては農業理解というような点からいっても、それなりの

私は効果があったんじゃないかなと思っております。

7 番 そういう抽象的な答えを求めているんじゃないんですよ。

前回の緊急雇用対策も大変な金額ですよ。それから継続して随分たってますけど、数字で具体的に示してもらいたいですけど。

地域振興課長 具体的な数値ということでございますが、それにつきましては、今のところお示しするような数値はございません。

以上でございます。

7 番 そうしますと、計画して効果があったというのは、あくまでもそれは感覚の問題で、あるかどうかわからないわけですね。3年前にも同じような回答だったんですよ。

これは国からの交付金ですから、町民の皆さんからの直接の税金でないからということで、かなり甘い使い方をしてるなという感じがしてたんですが、今回も全く同じですよ。

国の交付税であっても我々の税金ですよ。降ってわいたように国がぼんとくれるからといって簡単にばらまくような使い方をしてるなというふうに私は思います。

それについて、町長どう思われますか。

町長 国の支援を受けてそれらの事業をしまして、確かに牧野議員おっしゃるとおりかもしれません。

しかしながら、今の日本の農業の現状、農村の現状を見ますと、国がそれなりの投資をしたからといって、すぐに結論が見出せるかといったら、今の政府は地方活性化なんて言ってないように我々は感じます。

なかなかそれが具体の数字にあらわせないところに今の農業だとか農村だとかというものがあることを、それを知るためにも、やはりそういうふうな農村の観光ツアーだとか農業体験だとかいうような施策が流れてくるわけでございまして、この辺のところを投資して、農村、農業が簡単に結果、結論がいいように出れば、国の施策ももうそういう施策は既にやめてるといようなことになろうかな。

この辺がやはり難しいところでありまして、町もある面ではそういうふうな制度を使いながら相和地域の活性化だとか農業振興だとかというようなものやっていかなければならないというふうなことでございます。

これは、全国的に我々市においても町村においてもそういう活動を今、町村会においても市長会においてもしているところでございますし、農村のあり方を今どうするかということが、国家課題の問題であります。急にきょうやあしたにその結論を見出すことはできません。

しかしながら、税でやることでございますので、我々は最小限の投資で

最大限の効果が出るような努力はしていかなければならないというように私は考えており、今日までそのような予算があれば御理解をいただいて取り組んでおります。

現に、この過疎地域等自立活性化推進交付金の将来、室長にこの間もお会いしましたけれども、大井町を神奈川県 of 過疎地域に入れたのは俺だから、皆さん、そういうことを言うてくださった。

神奈川県にそういうふうな交付金が出たのを初めて使わせていただいたというようなことございまして、この辺のところもあわせて御理解いただければなとお願いするところでございます。

当然、税でございますので、やはり最小限で効率的な仕事をしてまいりたいと考えておることは、私も牧野議員も同様でございます。

- 7 番 話の回答がすりかえられてますけど、今、数字で起こせないと言いましたけど、これ、簡単ですよ、数字出すのは。どれだけの効果があったか、人の人数もありますし、個々の農家、生産者の数字の経緯を調べればわかることですよ。だとすると、してないだけじゃないですか。

時間がありませんので、こういった架空の団体をつくってまでこういうことをやらなきゃならない、代表者もないような幽霊の団体をつくってこういうことやらなきゃならないというのは私はおかしいと思います。

次に、もう一つ団体があるんですが、相和そばの会なんですけど、ここで例年20万円ぐらいの補助金であったものが、平成25年度、約200万円というふうな補助金がぼんと出ているわけですね。これはどういうことかお伺いいたします。

地域振興課長 議員おっしゃいました、その20万円の補助金というのは、済みません、こちらはわからないんですが、各種補助金をこの団体に交付したという記憶がございませんが。

- 7 番 当然、こういう200万円も補助金を出すわけですから、計画書や収支報告書、決算書やなんかも取ってると思うんですよね。こちらで調べさせていただきますしたら、例年、各種補助金ということで、20万円予算に上がってるんですよ。

ここの年度は6月がスタートですけど、その段階で20万円という各種補助金というものが上がってたんですけど、決算では200万円になってる。そういった補助金を出しているところから、そういう決算書を取ってないんですか。

地域振興課長 その20万円と各種補助金、済みません、今現在、手元に書類がないんですけど、その20万円というものにつきましては、一つにはほかの部署からの補助金ということでしょうか。とにかく町のほうから補助金という

のはこの平成25年度までは交付してないという状況でございます。

先ほど200万円をという話でございますが、今回の、やはり過疎地域の交付金を活用して、現在行っておりますそばの活動、耕作放棄地を借り受けて、そこでそばの栽培を行うという活動に関しまして、非常に町としても有意義であると思っております。

そういった中で、今後、さらに耕作面積を拡大してほしいということ。そのためには、やはり効率アップのために機械化を推進すべきであろうという判断と、それらの機器を購入するためにその補助金を交付したということでございます。

以上でございます。

- 7 番 この会の趣旨については、何年か前にもやはりだんだん高齢化したり作付面積がふえてきて、手作業じゃ大変だから機械化したということで、私はそういったものに対しては賛成をしてました。むしろ、こういう事業ですから積極的にすべきだというふうに思いましたけど、それとこの会計処理とはまた別問題ですから、本来、これだけの交付金を出しているところから当然、会計報告、決算報告というものはもらってしかるべきではないかというように思いますけど、その辺は何も取ってないんでしょうか。

先ほど言いましたように、事業計画では何か、当然これは毎年やらなければいけないですよ。今のお話だとトラクターや何か購入したと言いますが、事業が終わって2カ月以内に報告出さなきゃならない規則になってますよね。それはどうでしょうか。

地域振興課長 補助事業ですが、それにつきまして、先ほど申しました要綱に基づきまして報告はいただいております。

以上です。

- 7 番 全部から取っているということですが、それにしては、今のよう内容が理解されていないというのは不思議かなというふうに思うんですが。相和観光研究会、会長もいない、何だかわからない会なんですけど、それ以外に、これは多分、まだ事務局は町がやっているというような話も聞いておりますけど、それ以外の団体で町の管理職、または一般職員、こういったものが会員として名前を連ねているところがあるかどうかをお伺いします。

地域振興課長 御質問の点につきましては、そばの会に実績がございます。

以上です。

- 7 番 先日、情報開示を求められた方がいるんですが、そのときに、同様の質問をして回答で、町の職員や何かは一切かかわってませんという回答を

もらっているんですよ。違うんじゃないですか。

それとも、その担当者は町民にうそを言ったことになるんですかね、どうでしょうか。

地域振興課長 かかわっていないという表現につきましては、ちょっと直接回答したものに聞かないとわからないところがございますが、収穫作業とか植えつけ作業に直接、町の職員が出席して活動しているというところはないと。

一応、会員という立場にはなっております。そして、出資金等も支払っているというような経緯はございますが、具体的な活動に参加しているという状況にはないということでの回答ではないかと思えます。

以上です。

7 番 それでは、先ほど一部（反訳不能）話があったんですが、実は少し資料が入ったんですけど、相和そばの会に会員として1万円出資ですね。町長、それから現在副議長、そして歴代担当課長さん、名前出せば、今の地域振興課長さん、その前の振興課長さん、そしてその前の振興課長さん、担当課長さんですよ。補助金を出す側ともらう側に同じ人がいるということはおかしいんじゃないですか。

町長 この団体が立ち上がるときに、いわゆる支援をしようというようなことで支援をさせていただきました。

その後、我々がかかわっていないというのは、活動にかかわっていないというようなことでございます。

大変私も心苦しく思っております。確かに、出資のような形で支援をしました。しかしながら、あれだけの土地で農作業等においても参画してないのは心苦しいわけでございますし、当然、会長あたりも心苦しく思っているんじゃないかなと思うんですね。

私ども、農業者はいろんな団体に入って活動しなければできないわけございまして、私もそういうことを、牧野議員が御指摘になられますように、私は田んぼを持っておりまして、田んぼを耕作する上においては、酒匂川左岸土地改良区の組織に入りまして、そして年間賦課金等も払って水を購入して飲むようにしております。

そして、数年前でございます。255の成田のカルバートの工事に関しましても大井町からの多額な補助金を酒匂川左岸改良区に拠出をしております。

また、私は親の代から代々JAの組合員でありまして、農協の組合員で配当まで頂戴するような立場にある。そのような中でもJAさんといろんな事業展開していく上においては町でも補助金を出して、過去の朝市の直

売所の建設だとか、加工所の建設だとかしてまいりました。そういう制約が私ども真摯に、また清廉潔白にやっていかなければならないということを私自身も知っておりますけど、そういうような農業をする上においてはそういうような団体があって活動ができるというようなことでございますし、私も過去に、今は家内が代表者でございますけど、商工会にも会社加盟しております。商工会でもいろんな事業展開していく上においては町が補助金等の支出しておるわけでございます。

これはやむない状況の中で、やはりお互いに地域をよくしようというふうな中でそういう団体があるわけございまして、そういうふうな捉え方をされる場合もあろうかと思っておりますけど、その辺のところは御理解いただかないと、私も農業をやったり、いろんな活動をしている上で、職を辞すればいいというようなことでございましょうけど、なかなか農業を私がやめるというようなこともできませんし、そういうような組織の中で農業基盤の現状を維持しているというようなことも御理解いただければなとお願いをするところでございます。

7 番 ちょっと私はその辺の感覚がずれてるんじゃないかなというふうに思います。

今、一般的には、両方に名を連ねてるところに出るということ自体、一般的な見方をすれば、こういうのを癒着というわけですよ。

いろんな状況があって、農業が大変だ大変だというのはわかります。だけど、それだからこれでいいんだということじゃないと思います。

もし、そうであるんだったら、出資金を返してもらって、とりあえずはひとり立ちできるようになったはずだから、年間100万円以上の売り上げがあるんですよ。労務費まで払っているんですよ、ここは。ある意味では、NPOとかそういうことじゃなく営利団体ですよ。きちっと運営ができるわけですから。

ですから、さっきの過疎地域等自立活性化推進交付金ということでしたら、もうここは自立できるんですよ。そんなとこに税金投入してよろしいんですかね。

私はそういう感覚がずるずるこうやって、一般的には何か見方すれば、町長や課長さん、議員さんがいるところには予算がいっぱいつくんだよ、補助金がいっぱい来るんだ、俺たちは何ももらえないと言ってる団体もあるんですよ。それだったら、俺たちにも課長さんに役員になってもらおうとか、議員さんに入ってもらおうかというような話があるわけです。

地方公務員法を見ても、確かに入ってはいけないとかというあれはないですよ。でも、町長、よく口にされる公平・公正無私ということをよく口

にされますよね。それでいいんですか、これは。

町長 相和そばの会というようなことでございますかもしれませんが、私は出資金のつもりで出した覚えはございません。

種を当初は買うとか、そういうようなことの中でスタートしたものでございますもので、牧野議員、農協の出資金で私が農協から返せということも難しいわけでございます、そばの会として限定させていただきますと、そんなつもりで私も出しました。

しかしながら、活動だとか総会だとかという席にはそれ以後参加しておりません。大変作業等で心苦しいと、先ほど申したとおりでございますけれども。

私はその団体が、将来、汎用コンバインを買えないかというようなことなんです。そして、汎用コンバインを買うには、やはり数百万円の費用がかかります。そういうようなことの中で、そばだけじゃなくして大豆の栽培だとかというようなこともしていく必要があるんじゃないかなというように思います。

今、機械も海老名で貸していただいておりますものでどうにかこうにか作業効率もいいわけでございますが、あれだけのやはり面積をやっていく上において、やはり将来は汎用コンバインも欲しいでしょう。

汎用コンバインを買うのに町で何とかしてほしいというような声もありましたけど、これ数百万円の金を一遍に町がその一団体のために出すということはできませんでしたもので、そういうようなことで今運営していただいております。

将来、夢をつなぐ、また、やっていただけるような団体がやる気を持っていただくようにしていくのが今日の相和の活性化に夢をかける問題じゃないかなというように思います。

やはり、私は公平無私というようなことを言っております。それは、そういうことも公平無私じゃないかなと、私は自信を持って公平無私という言葉もこれからは使わせていただきます。

7 番 小さな話になりますけど、今、町長、トラクターを海老名から借りてるというお話ですけど、情報公開で領収書を見ますと、お品代で59万円なんという領収書になってるんですよ、買ってる形になってるのか、それとも59万円で借りてるんですか。課長、どうでしょうか。

地域振興課長 59万円という数字がございますが、そちらにつきましては、そばの会が購入したトラクターの金額と一致しますので、その金額かと思えます。

領収書には品代というふうな形で記載、適正とは言えないかと思えますが、その内容におきましては請求書が同時に添付ということでございます

ので、それはこちらのほうは適正であろうということで支出してございます。

以上です。

- 7 番 課長さん、でたらめ言ってもらっちゃ困るんですけど、領収書がそんないいかげんな領収書で、それでこれだけの交付金、それでいいんですか。もう少しその領収書を見させていただいた中に備品類を買っているレシートがついてるんですけど、その中にはポイントまでついてるんですよ。個人のカードで使ってるんじゃないんですか、これは。

そういうずさんな決算や経理をやっているところで、それでちゃんと決済しました、審査しましたと言えるんですか。どうでしょうか。

地域振興課長 その点につきましては、ポイントにつきましては、確かに補助金等から発生したものということでございます。個人としての使用につきましては、さげなければいけないということで、今後、会の運営上、必要なもの等に使用してもらおうということで決定をさせていただきます。

以上です。

- 7 番 時間も余りないからとどめますが、とにかく、総体的に400万円からの補助金があるわけですね。

7団体プラス1なんですけど、全体的に領収書や何かを見ても、経理内容はかなりずさんです。

そんなものがまかり通って国の税金を投入してる。ただ、領収書がくっついてるから、報告で領収書がくっついてるから全部通した、こういったことでは困るんですよ。

ですから、町民の見方からすると、何かおかしいんじゃないか。町長先ほど言ってますけど、担当課長さんもこの会員になってるわけですよ。当然、甘くなったんじゃないの、町民はそう見ますよ。その一線を正していただきたいということなんです。

そして、地域の活性化、特に相和地域の活性化大事だと思います、私も。でも、これ見てますと、4年ぐらい前から国の補助金や何か見てますと、一部の人は活性化してますよ。相和全体、変わりましたか、町長、どうですか。

町長 相和地域の活性化というのは大井町の大きな課題というようなことで私も認識し、今日まで来てます。

ある面では、大井町の相和地域の活性化、いろいろ農業の関係でいわゆる体験農業というようなものが今日ではそれぞれに流入人口としてあるわけでございますし、過去にはミカンのオーナー制度等も取り入れた中で、今でもそれが続いておりますし、また、品川区の大井銀座商店街からも毎

年2台ずつバスで来ていただいたりというようなこと、だんだんとそういうようなことが積み重なって今日に来てるんじゃないかなと思います。

急激な活性化を望むというようなことは今、期待しても難しいかと思えますし、また、メガソーラーの設置等においてもいろいろと見学に来てくださる方もあるわけでございます。

これは、やはり時間をかけてこつこつと一步一步階段を積み上げていくというようなことが今日ではなかろうかなというように思います。ぐるっと急激に180度変えてどうこうというようなことを期待するということも難しいでしょうし、また、そんな期待を持たせるような話をしたところで、現実にできないということもあるわけでございます。

牧野議員の視点と私の視点と異なる点もあろうかと思えますけど、やはり一步一步着実に積み上げていくことが今、必要ではなかろうかな。

そんな中で、職員も協力してるというようなことで御理解していただきたいと思えます。

- 7 番 時間がありませんからまとめさせてもらいますけど、職員の倫理規定、こういったものはつくっているところとつくっていないところがあるんで、大井町の倫理規定を見ますと、名札をつけろとか、出退勤がどうだとか、非常に、日常ごくごく当たり前の規定になってるんですね。

ですから、こういったところもやっぱりきちっと今後はやっていくべきだと思いますけど、お答えは結構です。私はそう思いますので、そういった規定がなくても一生懸命やっていただきたいと思えます。

時間ありますけど、終わります。